

令和6年8月

排水設備指定工事店 各位

常滑市下水道課長

排水設備指定工事人(農業集落排水事業)の指定申請等について

日頃は、常滑市公共下水道事業の推進にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

本市の排水設備指定工事人(農業集落排水事業)の指定申請等について、令和5年度に規則の改正を行い、現在は下記のとおりとなっています。お問い合わせを多くいただいておりますので、周知いたします。

農業集落排水事業の排水設備工事は、排水設備指定工事人のみ行うことができますので、必要に応じて指定の申請をご検討ください。

記

現在の制度	
登録申請 資格	常滑市排水設備指定工事店(公共下水道事業)の指定を受けていること。 市外の事業者も申請できます。
有効期限	無期限(更新無し) ※令和6年10月までの指定を受けている方は、更新後に無期限となります。
登録申請 手続き	指定工事人指定登録申請書(責任技術者証の写しを添付)により申請してください。新規登録手数料2万円の納付が必要です。 愛知県下水道協会に登録されている責任技術者の方は、改めて常滑市の責任技術者として認定を受ける必要はありません。
変更の 届出	指定工事店の変更届を提出する場合、同内容の指定工事人の変更届を省略することができます。

・申請書類等の詳細は、下記 URL(常滑市ホームページ)をご覧ください。

<https://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/suido/1000949/1007338.html>

<問合せ先> 常滑市建設部下水道課 業務チーム 電話 0569-47-6124(ダイヤルイン)